

兵高教組**兵庫県教育職員組合****反対青年週刊誌**

2015年1月10日 29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

パワハラ問題の相談は高教組へ！

黙っていては解決しません

今年度実施された女性部アンケート・青年部アンケートからは、学校職場のパワハラ・セクハラ等、あってはならない人権侵害の実態が浮かび上がってきました。高教組は昨年11月末、確定交渉の場において、このような実態をなくすための実効ある措置をとるよう県教委に求めてきました。そして、県教委は教職員課に直接高教組からの訴えを受け付ける「窓口」を開くと約束しました。今後、高教組は全ての職場からパワハラ・セクハラを一掃するため、積極的に取り組んでいきます。

アンケートから浮かび上がったパワハラ・セクハラの実態

女性部アンケートによれば、381名からの回答のうち25%にあたる94名の方が、何らかのハラスメントを受けたり見聞きしたりしています。青年部アンケートからも152名からの回答のうち26件の具体的事例が挙がっています。その中のいくつかを紹介します。

- ◎お酒の場で人格を否定するような言葉を投げつけられた。
- ◎校長にお酒の場で殴られた。
- ◎転勤希望の書類提出を強要された。
- ◎校長が「好き・嫌い」や「自分の言うことを聞く・聞かない」で校内人事を動かしている。逆らえば希望しない部署に動かされる。
- ◎結婚や恋愛に関する話をしつこく聞かれる。
- ◎校長に意見したら「あなたは私より年上かもしれないが、私は校長だ。わかっているのか？」と詰め寄られた。
- ◎10月、校長に妊娠を告げると「もっと早くわかつていれば講師の継続をせずに済んだのに」と文句を言われた。（常勤講師）
- ◎出産のため、代替の講師を捜してもらったら、その方の都合に合わせて早く仕事を辞めるように言われた。（常勤講師） etc…

回答の中には「ここには詳しいことは書けません」というものもありました。ここに挙げられたような実態は、被害にあった方やそれを見かけた人が勇気を出して告発してくれたからこそ表面化した「氷山の一角」であって、実は水面下にはまだまだ数多くの事例が潜在しているのではないか、と考えられます。また、矛先が青年教職員や女性や講師といった弱い立場の方々に向かう傾向も強いようです。

パワハラの防止に向けて

県教委の通知の中でも「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」として次のように指摘されています。（抜粋）

☆「パワハラ」の判断基準

- ①職務上の権限や地位等を背景にした言動
- ②本来の校務や指導の範囲を超えて、人格の否定や個人の尊厳を侵害する言動
- ③一過性でなく繰り返し行われる言動

☆学校長の責務

自らの言動や所属職員の言動が、パワハラに該当しないか、十分注意を払う。

☆職員が認識すべき事項

パワハラは、これを行っている職員に自分がパワハラをしているという自覚がない場合があるという認識を持つこと。

そして、「職場内で解決することが困難な場合は県教委等の窓口に相談してください」としていますが、高教組に寄せられる相談の多くは、そのパワハラの相手が管理職なので、県教委に言ってもどうせ庇うのではないか、かえって仕打ちがひどくなるのではないかと不安だ、という声です。

高教組に相談してください

「高教組 パワハラ・セクハラ110番」の設置を予定しています。我慢していても絶対に解決はしません。設置を待たず、被害を受けたり困っている人を見かけたりした時は、気軽に近くの組合員や高教組本部にご相談ください。

「ここでの通いあう学校」をつくるために、高教組は全力を尽くします。

